

Ⅲ 加盟する際の登記方法について

県連盟では、カテゴリーを「Ⅰ部」及び「Ⅱ部」に分けて登記を行うが、それぞれのカテゴリーの位置付けは下記のように考え、登記の方法はそれぞれ別途として取り扱うこととする。

*「Ⅰ部」とは、サークルとして定期的に活動を行い、メンバーを登記して試合に参加。

*「Ⅱ部」とは、初心者を加え、これからソフトバレーに親しもうとしているサークルで、サークル加盟登記とし、メンバーを登記しないで試合に参加。（Ⅱ部カテゴリーは、ソフトバレー導入部門として位置付ける）
なお、サークル名称はⅠ部及びⅡ部を合わせた中で重複は認めない。（先に登記したサークルを優先）

Ⅰ部 登記方法について

1. 県連盟主催の大会に出場するには、サークルの登記及び選手の登記を必要とする。
2. 登記するサークル名（団体名）と大会に出場する際のチーム名は同一とする。
3. 選手登記の年齢は2022年4月1日現在とし、かつ石川県内在住者であること。（ただし、中学・高校生を除く） 全国大会等やその予選会には大学生も不可とする。
4. 県連盟加盟登記届は 2021年4月16日（金） までに常光競技副委員長にEメールで提出すること。（アドレスは15ページ参照）
5. 県連盟登記料は個人に対し1人年間500円とし、所属するサークルを通じて年度当初に納入すること。
ただし、年度途中で所属するサークルを替えても再徴収はしないが、該当サークルの追加登記の際、備考欄に既に所属したサークル名を明記すること。なお、小学生は納入を免除する。
（Ⅰ部に所属するサークルは年間に3サークルまでとしそれ以上は認めない）
6. 県連盟登記料は口座振込みとし、サークル名を明記すること。
7. 年度途中で新たに加盟するサークルは出場する大会の申込期限までに登記すること。また、新たな選手登記も出場する大会の申込期限までに登記し登記料を同時に口座に振り込むこと。
8. 全国大会予選会及び北信越大会予選会に参加する際は公益財団法人日本バレーボール協会（JVA）にチーム登録並びに個人登録が必要。またソフトバレー・マスターリーダーとリーダー資格者はJVA-MRSで資格登録を行うこと。
（詳細は公益財団法人日本バレーボール協会登録管理システム <https://jvamrs.jp/>）

Ⅱ部 登記方法について

1. 県連盟主催の大会に出場するには、サークルの登記を必要とする。
2. 登記するサークル名（団体名）と大会に出場する際のチーム名は同一とする。
3. 選手の登記は必要としないが、年齢は 2022年4月1日現在とする。
4. 県連盟加盟登記届は 2021年4月16日（金） までに常光競技副委員長にEメールで提出すること。（アドレスは15ページ参照）
5. 県連盟登記料は1サークル年間2,000円とし、年度当初に納入すること。（ただし年度途中加盟の際は、その時点で納入）
6. 県連盟登記料は口座振込みとし、サークル名を明記すること。
7. 年度途中で新たに加盟するサークルは出場する大会の申込期限までに登記すること。

IV 各大会実施要領

I部・II部 共通事項①

1. 競技規則

2020年度版「公益財団法人日本バレーボール協会ソフトバレーボール競技規則」を準用する。

2. 試合方法

- ① 県内大会では予選を行い、グループを分けたのちリーグ戦を行う。その後決勝トーナメント戦、あるいはリーグ戦を行う。
- ② 全国大会や北信越大会等の予選会では予選リーグ戦後、決勝トーナメント戦を行う。あるいはトーナメント戦のみにより実施することもある。
- ③ 参加チーム数や会場の都合により上記内容を変更することがある。

3. 順位決定方法（リーグ戦）

- ① 採点・勝率の高いチームが上位（勝者2点、敗者1点、棄権又は没収0点）
- ② セット率が高いチーム（取得したセットの総数 / 喪失したセットの総数）
- ③ ポイント率が高いチーム（全試合の総得点数 / 全試合の総失点数）
- ④ なお、同率の場合は相互の試合の勝チーム
- ⑤ 棄権試合の勝ちより、直接対戦した試合の結果を優先する。
- ⑥ 上記判定が不能のときは抽選を行う。
（2セットのみで行われる予選で同率の場合は抽選を行う。またその試合ごとに勝敗を決定する）

4. 参加申込方法

- ① サークル代表者は、所定の様式(Excel)により E メールで各大会の申込締切日までに常光競技副委員長に送信すること。ただし、締切日必着。（期日を過ぎた場合は受理しない）送付先及び用紙の請求は15ページ参照。
- ② 参加申込書の審判員欄には必ず氏名を記入し、大会運営に全面的に協力をお願いします。

※ I部対象

5. 参加料

- ① I部で大会に参加するチームは、1チーム について1,000円を支払うこと。
- ② ねんりんピック予選会及びいしかわスポーツ・レクリエーション交流大会ソフトバレーボール大会の参加料は無料とする。
- ③ 参加料は口座振込とし、申込締切日までに振り込むこと。振込者は、サークル名を明記し、15ページの振込口座へ送金すること。

6. その他の留意事項

- ① 下記用紙で a.b は年度始めにメールで送付する。また HP からダウンロード可。
ただし、c.d については各大会前にその都度送付する。
 - a.加盟登記用紙
 - b.スターティング・ラインナップ・シート（目玉）
 - c.大会参加申込書兼エントリー用紙
 - d.記録用紙用エントリー用紙

- ② 大会により参加資格条件が異なるので、事前に大会要項を確認すること。
- ③ 全国大会及び北信越大会の予選会においては、審判は 1 チーム制(主審、副審、点示、線審 2 名、記録)で行うので、チーム編成は監督 1 名と選手 5 名以上 8 名までとする。(ただし監督が選手を兼ねる場合、選手は 6 名以上 8 名までとする)
試合時に 6 名に達していない場合は棄権あるいは没収とするが、特例として試合途中でのけが等によるアクシデントで人数が 6 名以下になる場合は (4 名以上で試合が成立していること) 以後の試合を認める。また、それ以後の試合で審判員が不足する場合は各会場の競技委員長 (代行) に速やかに申し出て指示を仰ぐこととする。
- ④ その他の大会においては、審判は 1 チーム制(主審、副審、記録、線審 2 名)で行うので、チーム編成は、監督 1 名と選手 4 名以上 8 名までとする。(ただし監督が選手を兼ねる場合、選手は 5 名以上 8 名までとする)
試合時に 5 名に達していない場合は棄権あるいは没収とするが、その場合も責任を持って審判の責務を果たすこと。もし審判員が不足する場合は各会場の競技委員長 (代行) に速やかに申し出て指示を仰ぐこととする。
- ⑤ 主/副審は、ソフトバレーボールリーダー認定者、もしくは県連盟審判委員会関連の審判講習会主副審受講済者が行うものとする。
- ⑥ 同一サークルで複数のチームが参加する場合は、参加チーム名はサークル名にアルファベットで A・B・C…の順に命名すること。
- ⑦ 申込締切後は、いかなる場合であってもチーム間の選手移動は認められない。また、新たにメンバーを加えることも禁じる。
ただし、欠員が生じた場合の選手補充は、そのサークルに登録されており、どのチームからもエントリーされていない選手を補充する。なお、監督はチームをまたがっての兼務は出来ないが、同一チームでの監督と選手の兼務はできる。
- ⑧ 全国大会等に推薦された場合は、原則予選会にエントリーされた選手で参加すること。また、選手に不足が生じた場合は、既に該当する大会日に開催された予選会 (全ての種別) に出場していない選手を補充する。その際は変更を連盟に届け出ること。
- ⑨ エントリー用紙は大会当日の参加選手を記入し、受付に提出。記録用エントリー用紙は、試合ごとに審判に提出すること。参加チームは、チーム名を A4 横書きの用紙に記入し、持参すること。またゼッケン (アラビア数字に限る)、監督マーク、キャプテンマークは各チームで用意すること。
- ⑩ 抽選は競技委員会が責任を持って実施する。
- ⑪ ユニフォーム、ゼッケンは統一したものを使用 (アンダーシャツは除く) し、ナンバーは規定の番号を用いること。また、シューズは必ず上履きを使用すること。

※ II 部対象

5. 参加料

- ① II 部で大会に参加するチームは、1 チーム について 1,000 円を支払うこと。ただし、同一サークル名で 3 チームを超えてエントリーする場合は、3 チーム目より参加料を 2,000 円とする。
- ② いしかわスポーツ・レクリエーション交流大会ソフトバレーボール大会の参加料は無料とする。
- ③ 参加料は口座振込とし、申込締切日までに振り込むこと。振込者は、サークル名を明記し、15 ページの振込口座へ送金すること。

6. その他の留意事項

- ① 下記用紙で a.b は年度始めにメールで送信する。また HP からもダウンロード可。

ただし、cについては各大会前にその都度送付する。

- a.加盟登記用紙
- b.スターティング・ラインナップ・シート（目玉）
- c.大会参加申込用紙兼エントリー用紙

- ② 大会により参加資格条件が異なるので、事前に大会要項を確認すること。
試合時に選手4名（男女2名ずつ）に達していない場合は棄権あるいは没収とする。
* 審判は1チーム制（主審、副審、線審2名、点示1名を基本とするが、副審や線審が点示を兼務してもよい）とし、選手編成は、監督1名と選手4名以上8名までとする。（ただし監督が選手を兼ねる場合、選手は4名以上8名までです。）
- ③ 同一サークルで複数のチームが参加する場合は、参加チーム名はサークル名にアルファベットでA・B・C…の順に命名すること。
- ④ 監督はチームをまたがったの兼務は出来ないが、同一チームでの監督と選手の兼務はできる。
- ⑤ エントリー用紙は大会当日の参加選手を記入し、受付に提出。参加チームは、チーム名をA4横書きの用紙に記入し、持参すること。またゼッケン（アラビア数字に限る）、監督マーク、キャプテンマークは各チームで用意すること。
- ⑥ 抽選は競技委員会が責任を持って実施する。
- ⑦ ユニフォーム、ゼッケンはできる限り統一したものを使用（アンダーシャツは除く）し、ナンバーは1～99の番号を用いること。また、シューズは必ず上履きを使用すること。

I部II部 共通事項②

- 1. 大会中の負傷については一切責任を負わないので、各自の責任において対処（傷害保険等に加入）すること。
- 2. 大会当日は駐車場が混雑するので、各サークルで乗り合わせる。また、会場によっては制限することもある。
- 3. 競技者（監督・コーチ・選手）及び役員の倫理規定
公益財団法人日本バレーボール協会が掲げている禁止事項に違反した場合は処分を行う。
処分を決定するに当たっては、公平を期すため、当事者の弁明の機会を設け、常任理事会の決議を経て決める。

I部II部 共通事項③ 新型コロナウイルス感染対策

- 1. 以下に該当する者は大会には参加できない。
 - ・当人に感染の疑いがある場合。また同居家族、身近な知人、職場等に新型コロナウイルスに感染した人がいる場合
 - ・37.5度以上の熱がある場合、また咳・のどの痛み・倦怠感などの風邪等の症状がある人（会場入場の際に検温をする）
 - ・大会前2週間以内に緊急事態宣言の出ている地域等に出張等で出かけた人

上記のために参加不可になった選手がいる場合に限り、申込締め切り以降の選手変更を認める。その場合は大会開催日の二日前までに登記をし、選手変更を競技委員会に連絡すること。なお、新型コロナウイルス感染状況やワクチン接種状況など総合的に判断して、上記の規制を変更することもある。

2. その他注意事項

- ・試合以外はマスク着用を徹底する。
- ・審判は、笛にはホイッスルカバーを取り付けるか、電子ホイッスルを使用する。
- ・手指、ボール等の消毒を徹底すること。
- ・各自のごみは必ず持ち帰ること（特に使用済みマスク）
- ・大会終了後 2 週間以内に感染者が出た場合は、速やかに県連盟に報告すること。

付記

1. この規定は公益財団法人日本バレーボール協会関係の競技者（選手、チーム、チーム関係者を含む）及び役員（事務局職員を含む）が、それぞれの責務に反し、スポーツ関係者としての倫理に照らして逸脱する行為を行うことにより、他からの疑惑や不信を招き、批判をうけることのないよう予めガイドラインとして禁止事項を示し、注意を喚起することを目的として定める。

2. 競技者及び役員は、当協会の定めた諸規定や決定事項を遵守し、競技規則を守り、常に品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の模範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

3. 禁止事項

次に掲げる行為を禁止する。

- ① 競技者または役員として著しく品位または名誉を傷つけること。
- ② 当協会が禁止した競技会等に参加すること。
- ③ 選抜された選手等を代表チームに派遣しないなど、当協会の決定した方針に従わないこと。
- ④ セクシャルハラスメント、暴力行為、個人的な差別等人権尊重の精神に反する言動をとること。
- ⑤ 禁止薬物の使用等により、フェアプレーの精神に明らかに違反すること。
- ⑥ 当協会の事前の了承なく、競技会等の参加または開催のために金品を収受すること。
- ⑦ 競技における不正行為を期待して、役員、審判、相手チーム関係者等との間で金品を授受することはもとより、事前に接触すること。
- ⑧ 選手の進路にかかわる所要の手続を経ずして、選手の勧誘、入部、移籍を行うこと。
- ⑨ 選手の勧誘、入部、移籍に関連し、選手にこれらを強要したり、当事者（選手、保護者、指導者、代理人）間において社会通念上良識を越える金品を授受したりすること。ただし、企業等から寄付申し出があり、学校又は後援会等において適切に会計処理がなされた場合はこの限りではない。
- ⑩ 都道府県協会から承認された招待試合を除き、合宿等の交通費、宿泊費などを企業に負担させること
- ⑪ その他著しくスポーツマン精神に反する行為を行うこと。

4. 処分規定

① 処分の内容

3.の禁止事項に違反した場合、競技者にあつては、競技会等への出場及び参加資格の一定期間又は永久の停止あるいはその他の処分、役員にあつては、役員資格の一定期間又は永久の停止あるいはその他の処分を行う。ただし、違反の事実が当事者の故意でなく軽微な場合は、注意又は警告にとどめる。

② 処分の手続き

常任理事会において処分を決定するに当たっては、公平を期すため、当事者の弁明の機会を設けるとともに、必要に応じて適任と認められる者をもって組織する倫理委員会の意見を聴かなければならない。